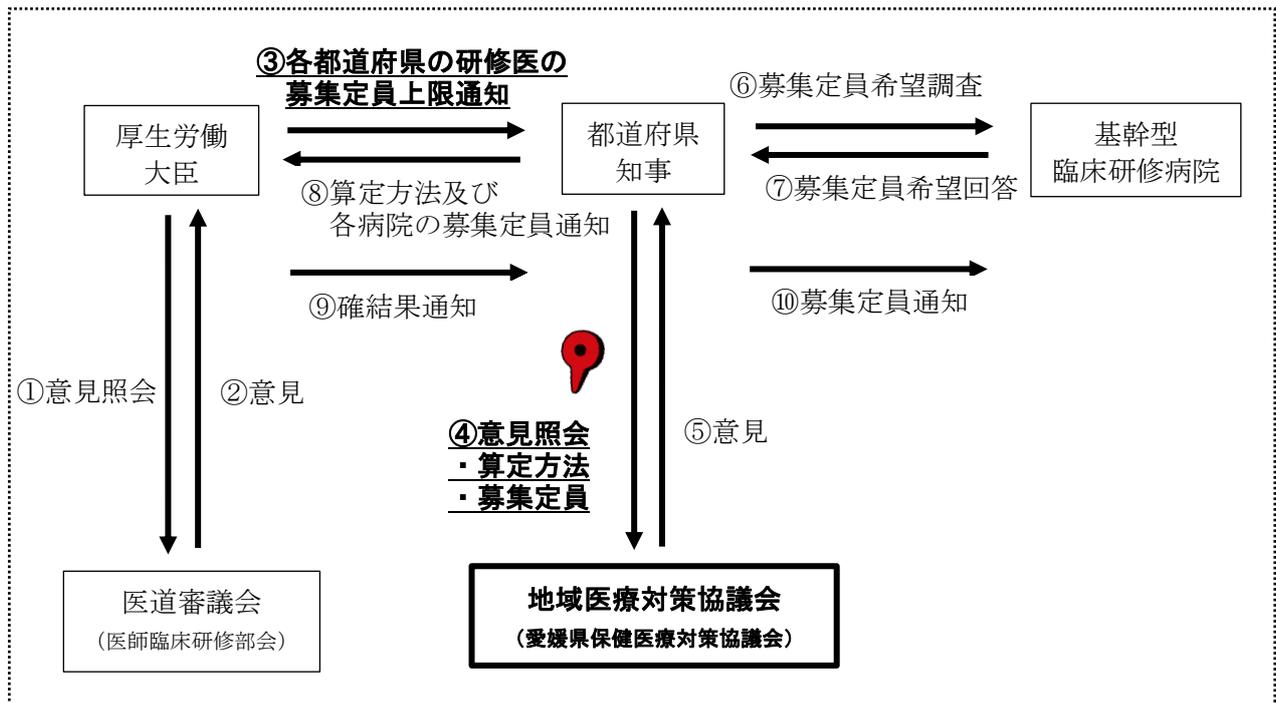


令和 8 年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法等について

1. 概要

医師法第十六条の三第一項の規定に基づき、**厚生労働省から各都道府県に対して令和 8 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員の上限を決定した旨の通知**があったことから、同条第三項から第七項の規定並びに「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」第 2 の規定に基づき、**愛媛県保健医療対策協議会の意見を聴いた上で本県における研修医の募集定員の算定方法及び定員を決定し、同省に通知**するもの。



2. 愛媛県の募集定員の算定方法及び定員

(1) 算定方法：別添「令和 8 年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について」のとおり

(2) 定 員：126 人 (国通知による上限：126 人)

<参考>

募集定員の算定方法及び定員の決定に関するスケジュール

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 令和 6 年 | 11 月 27 日 | 厚労省から医道審議会へ意見照会
(各都道府県の募集定員の上限の決定) |
| | 12 月 13 日 | 厚労省から愛媛県へ募集定員の上限 (126 人) の通知 |
| 令和 7 年 | 3 月 4 日 | <u>愛媛県保健医療対策協議会へ募集定員の算定方法・定員
について意見照会 (決定)</u> |
| | 3 月 下旬 | 県から各病院へ募集定員の希望調査
(各病院から回答) |
| | 4 月 月上旬 | 県から厚労省へ算定方法及び各病院の募集定員の通知
(厚労省から確認結果の通知)
県から各病院へ募集定員の通知 |

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 8 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、令和 6 年 11 月 27 日に開催した医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 第 1 項に基づき、令和 8 年度から臨床研修を開始する研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡します。

つきましては、令和 7 年 4 月 11 日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

令和8年度臨床研修 都道府県別募集定員上限

	R7年度募集定員上限	R7年度病院募集定員合計	基本となる数 (全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学生定員で按分) (※1)	地域枠による加算 (※2)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					3.4%まで戻すための追加配分	R8募集定員上限 (※4)
					地理的条件(100km ² キロメートルあたりの医師数)による加算 (※3)	地理的条件(離島の人口)による加算	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近(R6年度)の採用数	①×0.99と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差	仮上限から削る数(不足数の合計を⑨で按分)		
	①	①'	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
					④-1	④-2	④-3	④-4	②+③+④			⑦-⑤	⑤-⑥			⑤+⑧-⑩+⑪
北海道	427	427	349	19	35	2	1	0	406	345	0	0	0	0	6	412
青森	173	147	98	65	10	0	1	0	174	87	0	0	87	14	0	160
岩手	143	121	96	45	10	0	1	0	152	74	0	0	78	13	0	139
宮城	222	222	187	11	14	1	1	0	214	176	0	0	0	0	0	214
秋田	116	108	75	29	8	0	1	0	113	63	0	0	50	8	0	105
山形	120	120	85	35	9	1	1	0	131	81	0	0	0	0	0	131
福島	193	177	121	61	13	0	1	0	196	119	0	0	77	13	0	183
茨城	260	238	194	87	0	0	1	0	282	207	0	0	75	12	0	270
栃木	192	192	156	15	11	0	1	0	183	150	0	0	0	0	2	185
群馬	160	150	130	26	10	0	1	0	167	112	0	0	55	9	0	158
埼玉	542	516	502	28	0	0	1	0	531	453	0	0	78	13	0	518
千葉	491	491	429	64	0	0	1	0	494	479	0	0	0	0	0	494
東京	1,267	1,267	1,159	24	0	7	1	0	1,191	1,276	1,254	63	0	0	0	1,254
神奈川	668	668	633	19	0	0	1	0	653	658	658	5	0	0	0	658
新潟	222	222	146	38	11	11	1	0	207	160	0	0	0	0	7	214
富山	109	109	83	16	6	0	0	0	105	69	0	0	0	0	0	105
石川	131	131	91	11	7	1	0	0	110	89	0	0	0	0	17	127
福井	89	89	61	12	5	0	0	0	78	46	0	0	0	0	8	86
山梨	106	85	66	41	5	0	0	0	112	69	0	0	43	7	0	105
長野	167	167	137	26	10	0	1	0	174	134	0	0	0	0	0	174
岐阜	184	184	132	23	10	0	1	0	166	157	0	0	0	0	12	178
静岡	314	314	244	46	0	1	1	0	292	293	293	1	0	0	10	303
愛知	557	557	512	30	0	1	1	0	544	571	551	7	0	0	0	551
三重	177	167	118	44	9	1	0	0	172	150	0	0	22	4	0	168
滋賀	126	126	100	16	7	1	0	0	124	119	0	0	0	0	0	124
京都	253	253	194	7	0	0	1	0	202	261	250	48	0	0	0	250
大阪	636	636	601	16	0	0	0	0	617	645	630	13	0	0	0	630
兵庫	404	404	368	19	0	2	0	0	389	414	400	11	0	0	0	400
奈良	124	124	103	16	0	0	0	0	119	125	123	4	0	0	0	123
和歌山	123	123	74	34	6	0	0	0	114	109	0	0	0	0	5	119
鳥取	82	82	45	33	4	0	0	0	82	38	0	0	0	0	0	82
島根	91	77	54	27	4	5	0	0	90	62	0	0	28	5	0	85
岡山	195	195	153	5	11	1	0	0	170	176	176	6	0	0	12	188
広島	220	210	188	19	0	2	0	0	209	175	0	0	34	6	0	203
山口	136	133	107	17	8	1	0	0	133	84	0	0	49	8	0	125
徳島	77	77	58	14	5	1	0	0	78	38	0	0	0	0	0	78
香川	104	104	76	11	0	9	0	0	96	55	0	0	0	0	4	100
愛媛	143	136	104	17	8	3	0	0	132	94	0	0	38	6	0	126
高知	95	95	55	25	4	1	0	0	85	54	0	0	0	0	7	92
福岡	412	412	394	4	0	1	0	0	399	388	0	0	0	0	0	399
佐賀	83	83	66	8	0	1	0	0	75	54	0	0	0	0	5	80
長崎	154	148	104	22	0	29	0	0	155	111	0	0	44	7	0	148
熊本	141	141	117	5	9	1	1	0	133	96	0	0	0	0	3	136
大分	112	109	90	12	7	1	0	0	110	57	0	0	53	9	0	101
宮崎	117	113	87	28	7	1	1	0	124	48	0	0	76	13	0	111
鹿児島	165	156	109	19	8	32	1	0	169	93	0	0	76	13	0	156
沖縄	162	162	105	19	0	29	0	0	153	146	0	0	0	0	3	156
計	11,185	10,968	9,156	1,206	271	147	23	0	10,805	9,460		159	963	159	104	10,904

(※1)「研修医総数推計値」は、令和8年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出

→令和8年度研修希望者数推計値 10,288人×0.89=9,156人

(※2)地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※3)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※4)⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%(直近の全国の募集定員上限の減少率)を上回る都道府県(令和7年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る)に対して、令和7年度の募集定員上限からの減少率が3.4%となるまで加算

また、広域連携型プログラムに係る対象人数は、令和8年度の募集定員上限の5%とされたことを踏まえ、以下の通りとする

東京都:63人以上(自都内:25人まで)、京都府:13人以上(自府内:5人まで)、大阪府:32人以上(自府内:0人)、岡山県:9人以上(自県内:4人まで)、福岡県:20人以上(自県内:8人まで)

(※5)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

令和8年度から愛媛県内で臨床研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について（案）

令和8年度から愛媛県内で研修を開始する研修医の募集定員の算定方法について、医師法第16条の3の規定に基づき、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、次のとおりとする。

<算定方法>

- 1 研修医の募集を行う年度（令和7年度）を起点として、病院ごとの過去3年間（令和4～6年度）の研修医の受入実績（②～④）の最大値（⑤）に「医師派遣加算（⑥）」を加えた数を「基本定員（=A）（⑦）」とする。
 - ※ 受入実績（②～④）には、他病院で中断をした再開者の受入実績を含む。
 - ※ 最大値（⑤）には、「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算分の受入実績は含まない。
 - ※ Aが「0人」の場合は、「1人」とする。
- 2 Aの値の県内の合計値（=A'）が、厚生労働省が定める県の募集定員の配分可能数（=B）（⑧）を超える場合は、次の計算式により調整する。（計算式： $A \times B / A'$ ）（⑨）
 - ※ 算出した値に少数点以下の端数が生じた場合は四捨五入した値とする。
- 3 各病院が希望する募集定員（=C）（⑩）が上記1～2までの手順により算出した値（⑦又は⑨）を上回る場合は、⑦又は⑨の値、下回る場合はCの値（⑩）とする。（⑩）
- 4 「医師派遣加算（⑥）」については、研修医の募集を行う年度の前年度末（令和6年度末）時点において、医師派遣等を行っている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
- 5 4の「医師派遣等」は、次のア～オのすべてを満たすものとする。
 - ア 次の①から③のいずれかに該当すること。
 - ① 各病院において、当該病院に勤務する医師を外向などにより当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
 - ② 各病院において、当該病院に勤務経験のある医師を当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
 - ③ 労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合
 - イ 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務していること。
 - ウ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。

エ 愛媛県保健医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。

オ 開設者が同一の病院間において行われているものでないこと、また、受入病院との相互の交流として行われているものでないこと。

6 「小児科・産科研修プログラム」の募集定員の特例加算（⑪）として、⑩の値が20人以上の場合は、4人分を加算する。

7 上記1～6までの手順で算出した値について、以下の定員調整等を行う。

ア 値が1人の場合、募集定員の下限を2人にするための調整(1人→2人)を行う。(⑫)

イ 研修体制に不適切な事例（アルバイト診療等）があった場合は、募集定員の減員を行う。

8 1～7までの手順で算出した値（⑬）が、Bの値（⑧）に達していない場合、知事は、Bの値（⑧）を超えない範囲で、病院と個々に調整を行い追加して配分することとする。

令和8年度から研修を開始する研修医の募集定員 《算定例》

病院名	① 病院からの届出(希望)募集定員(C)	②~④ 研修医受入実績(他病院で研修を中断した者の再開受入を含む)			⑤ ②~④の最大値	⑥ 医師派遣加算	⑦ 基本定員(実績から算出した定員)(A)	⑧ 厚労省が決定した募集定員の配分可能数(B)	⑨ ⑦の合計が⑧を越える場合は調整なし	⑩ ①と⑦(又は⑨)の少ない方の人数	⑪ 小児・産科加算	⑫ 2人定員加算等	⑬ 県調整前(⑩+⑪+⑫)	⑭ ⑬に対する増員要望(①-⑬)	⑮ 県配分案(⑭の調整後)	⑯ 合計(⑬+⑮)	【参考】	
		② 4年度	③ 5年度	④ 6年度													⑰ 昨年度定員	⑱ (増減)
		①	②	③														
〇〇病院	5	3	3	2	3	0	3	国通知より調整なし		3	0		3	2	2	5	6	△1
△△病院	2	0	0	0	0	0	1			1	0	1	2	0	0	2	2	0
××病院	24	15	17	20	20	0	20			20	4		24	0	0	24	22	2
□□病院	8	7	8	6	8	0	8			8	0		8	0	0	8	9	△1
合計	133	74	88	94	103	13	116	126	-	116	4	3	122	13	4	126	136	△10

算定方法1、4、5よりAを算出

算定方法2による調整

算定方法3

算定方法6

算定方法7

算定方法8による追加配分

少なくとも1人は配分する。

国から示された令和8年度の募集定員の上限(昨年度比17人減)

最大4人追加配分可能
※126 - 122
⑧ ⑬

関係法令

○医師法（抄）

第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六条の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 **都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。**
- 4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。
- 5 **都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。**
- 6 **都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。**
- 7 **都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。**

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（抄）

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

（法第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院）

1～22 省略

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

ア **厚生労働大臣は、毎年、医師臨床研修部会の審議を経た計算方法として、「当該都道府県の募集定員の配分可能数」に、前述の5の(1)ア(ク)の基礎研究医プログラムの定員枠を加えた数値を「当該都道府県の募集定員の上限」とすること。**

イ～エ 省略

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの募集定員の算定方法をあらかじめ定め、当該募集定員を設定すること。

24 募集定員の通知

- (1) **都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の募集定員を定めたときは、当該募集定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。**
- (2) **都道府県知事は、臨床研修病院ごとの募集定員を定めるに当たっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に募集定員のほか、当該募集定員の算定方法を通知しなければならないこと。**